

一般財団法人日本造船技術センター 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間

令和6年8月1日 ～ 令和11年7月31日

2. 目標と取組内容

目標：有給休暇の取得率が50%以下の職員（嘱託を含み、アルバイトを除く）の割合を10%未満とする。

取組内容：

令和6年8月～ 有給休暇の取得推進について、全ての職員へ周知する。

令和7年7月～ 前年度における有給休暇の取得率が50%以下の職員の割合を把握し、取組内容を適宜見直す。